



平成 27 年 3 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 A C C E S S
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 室 伏 伸 哉
(コード番号 4813 東証マザーズ)
問 合 せ 先 管 理 グ ル ー プ 長 阿 草 明 子
(T E L . 0 4 3 - 2 1 2 - 2 2 3 2)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 13 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更を行うことについて、平成 27 年 4 月 15 日開催予定の当社第 31 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）に事業目的を追加し、所要の変更を行うものであります。
- (2) 単元未満株式についての権利を明確にするため、定款第 8 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
- (3) 平成 26 年 6 月 27 日公布の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されることに伴い、非業務執行取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、適切な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、改正後の会社法第 427 条第 1 項の規定により、定款第 27 条（取締役の責任限定契約）及び第 35 条（監査役の責任限定契約）の規定を新設するものであります。なお、第 27 条の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。また、責任限定契約に係る定款の一部変更は、上記法律の施行時に効力を生じるものとして、附則を設けるものであります。
- (4) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 4 月 15 日（水曜日）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 4 月 15 日（水曜日）（注）

（注）第 27 条及び第 35 条の新設に関し、社外取締役以外の非業務執行取締役及び社外監査役以外の監査役との責任限定契約に関する規定の効力発生日は、平成 26 年 6 月 27 日公布の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）中、会社法第 427 条第 1 項に係る改正が施行される日（平成 27 年 5 月 1 日）とする。

以 上

(別 紙)

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行	変更案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (記載省略) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. コンピュータハードウェア・ソフトウェアの企画、研究、開発、設計、製造、販売及び輸出入2. 半導体、集積回路等の電子、電気部品及び通信機器、計測機器、通信接続機器等の情報機器の企画、研究、開発、設計、製造、販売及び輸出入3. (記載省略)4. コンピュータ情報処理システムの企画、研究、開発、設計、製作、販売及び輸出入5. 通信ネットワーク情報システムの企画、研究、開発、設計、製作、販売及び輸出入6. (記載省略)7. 通信ネットワーク及び記憶媒体により提供するマルチメディアソフトウェアの企画、設計及び映像・画像・音声・文字・数値情報のソフトウェアの企画、設計、製作、販売及び輸出入8. 通信ネットワークを利用した代金決済システムの企画、研究、開発、設計、製作、販売及び輸出入 (新設) <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (変更なし) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. コンピュータハードウェア・ソフトウェアの企画、研究、開発、設計、製造、<u>リース、レンタル</u>、販売及び輸出入2. 半導体、集積回路等の電子、電気部品及び通信機器、計測機器、通信接続機器等の情報機器の企画、研究、開発、設計、製造、<u>リース、レンタル</u>、販売及び輸出入3. (変更なし)4. コンピュータ情報処理システムの企画、研究、開発、設計、製作、<u>リース、レンタル</u>、販売及び輸出入5. 通信ネットワーク情報システムの企画、研究、開発、設計、製作、<u>リース、レンタル</u>、販売及び輸出入6. (変更なし)7. 通信ネットワーク及び記憶媒体により提供するマルチメディアソフトウェアの企画、設計及び映像・画像・音声・文字・数値情報のソフトウェアの企画、設計、製作、<u>リース、レンタル</u>、販売及び輸出入8. 通信ネットワークを利用した代金決済システムの企画、研究、開発、設計、製作、<u>リース、レンタル</u>、販売及び輸出入9. <u>太陽光等の新エネルギーによる発電及び電力の売却並びに太陽光等による発電システムの企画、開発、販売、保守、監視等の業務</u>10. <u>位置情報の収集、分析、処理及び提供・販売業務</u>11. <u>市場調査、広告宣伝及び販売促進に関する業務</u>12. <u>レンタルサーバ等のホスティングサービス事業</u>13. <u>データセンターの運用及びこれに付帯</u>

現行	変更案
<p>(新設)</p> <p>9～16 (記載省略)</p> <p>17. <u>特許権、工業所有権等の知的財産権の取得、譲渡、使用許諾及び管理運用</u> (新設)</p> <p>18. <u>16号を除く前各号に付帯又は関連する教育及びコンサルティング</u></p> <p>19. <u>前各号に定めた業務を行う事業会社及び前各号に定めた業務を行うに必要な技術を用いた事業会社に対する投資</u> (新設) (新設)</p> <p>20. (記載省略)</p> <p>第3条～第5条 (記載省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第7条 (記載省略) (新設)</p> <p>第8条～第16条 (記載省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条～第25条 (記載省略) (新設)</p>	<p><u>するハードウェア若しくはソフトウェアの販売、貸与等の事業</u></p> <p>14. <u>電気通信事業法に基づく電気通信事業及び電気通信事業の受託業務</u></p> <p>15～22 (変更なし)</p> <p>23. <u>著作権、産業財産権等の知的財産権の取得、譲渡、使用許諾及び管理運用</u></p> <p>24. <u>不動産の管理、賃貸、仲介及び売買</u></p> <p>25. <u>22号を除く前各号に付帯又は関連する教育及びコンサルティング</u> (削除)</p> <p>26. <u>有価証券の保有、運用、投資、売買</u></p> <p>27. <u>投資業及び投資顧問業</u></p> <p>28. (変更なし)</p> <p>第3条～第5条 (変更なし)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第7条 (変更なし) (<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第8条 <u>当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第9条～第17条 (変更なし)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第26条 (変更なし) (<u>取締役の責任限定契約</u>)</p> <p>第27条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役及び使用人であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現行	変更案
<p data-bbox="277 271 644 300">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p data-bbox="165 347 542 416">第 26 条～第 32 条（記載省略） （新設）</p> <p data-bbox="165 696 542 804">第 33 条～第 36 条（記載省略） （新設）</p>	<p data-bbox="922 271 1289 300">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p data-bbox="834 347 1212 416">第 28 条～第 34 条（変更なし） <u>（監査役の責任限定契約）</u></p> <p data-bbox="810 427 1430 647">第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p data-bbox="834 696 1212 725">第 36 条～第 39 条（変更なし）</p> <p data-bbox="834 775 893 804">附則</p> <p data-bbox="834 815 1430 1111"><u>第 27 条及び第 35 条の新設に関し、社外取締役以外の非業務執行取締役及び社外監査役以外の監査役との責任限定契約に関する規定の効力発生日は、平成 26 年 6 月 27 日公布の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）中、会社法第 427 条第 1 項に係る改正が施行される日（平成 27 年 5 月 1 日）とする。なお、本附則は、上記の効力発生をもってこれを削除する。</u></p>

以 上